

制 度 名	観光振興基本計画推進支援事業	主管課名	観光物産課 宣伝誘客 G		
		問合せ先	029-301-3622		
目的・趣旨	観光拠点及び観光施設等（以下「観光拠点等」という。）への誘客を図るための観光宣伝事業を、茨城県観光振興基本計画（平成 28 年 3 月策定）における「基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づき、効果的かつ効率的に事業展開することにより、本県観光の振興と魅力あるまちづくりに資する。				
<p>[対象団体] 市町村等もしくは複数の市町村等または漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会の会員である観光事業者等から構成される団体</p> <p>[対象事業] 観光拠点等への誘客を目的に実施する次の観光宣伝事業 （ただし、同一事業への協賛は開始年度を含め 3 年間を限度とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CM 作成 ・ 新聞・雑誌への広告掲載 ・ 周遊マップの作成 ・ 観光パンフレットの作成 等 <p>[補助要件等] (1) 実施事業が、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会の宣伝活動等と相違しないこと。 (2) 実施事業が「基本方針」の趣旨に合致するものであること。</p> <p>[対象経費] 観光宣伝事業</p> <p>[補助限度額等] 構成団体の所在する市町村数×15 万円（ただし、75 万円を限度とする）</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
観光宣伝事業 ・ 新規のものを優先する ・ 販促物（ノベルティ）の作成は対象外とする				1/2	1/2
[30 年度当初予算額] 平成 30 年 5 月決定予定		[30 年度補助対象団体] 平成 30 年 6 月以降決定予定			
<p>[備考] 補助団体：漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会 ※上記の負担割合、限度額等は平成 29 年度のものであり、平成 30 年 5 月の漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会総会において正式決定。</p>					